

国民健康保険

職場の健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人や生活保護を受けている人を除いて、すべての人が国保に加入して被保険者になります。次のようなときは、加入や喪失の届けが必要になりますので、14日以内に手続きをしてください。

●届出が遅れると・・・

加入の届出が遅れると、加入時までさかのぼって保険税を納めることになったり、医療費が全額自己負担になったりします。また、やめる届出が遅れると保険証をうっかり使ってしまう、国保で負担した医療費をあとで返していただくことになりますのでご注意ください。

●国民健康保険被保険者証（保険証）

保険証は、国保に加入していることを証明するもので、1人に1枚交付されます。医療機関にかかるときに必要となりますので、大切に保管しましょう。

●自己負担割合

医療費の自己負担割合は、次の通りです。

小学校入学前	2割
小学校入学後～70歳未満	3割
70歳以上75歳未満	2割または3割（現役並み所得者）

※現役並み所得者とは、70歳以上75歳未満の国保加入者のうち、住民税課税所得が145万円以上の人（現役並み所得者本人）が1人でも同世帯にいる人のことです。

●高額療養費

自己負担額が、一定の限度額を超えた場合は、その超えた分があとから高額療養費として支給されます。該当になる方に「高額療養費支給申請書」を送付しますので、申請書がお手元に届きましたら申請手続きをしてください。（領収書のコピーを添付してください。）ただし入院などの場合に事前に「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関へ提示すると、窓口での支払は限度額までになります。

	こんなとき	届出に必要なもの（本人確認書類（運転免許証など）＋下記）
加入	転入したとき	転入前の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の扶養からはずれたとき	健康保険の被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	在留カード
喪失	転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険の保険証（未交付の場合は加入したことを証明するもの）、保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証
	生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、保険証
	外国籍の人がやめるとき	在留カード、保険証
その他	町内で住所が変わったとき	
	世帯が分かれたり一緒になったりしたとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	修学のため別に住所を定めるとき	在学証明書、保険証
	保険証をなくしたり、汚れて使えないとき	使えなくなった保険証

●出産育児一時金

被保険者が出産したときに支給されます。原則として国保から医療機関に直接支払われます(直接支払制度)。妊娠12週(85日)以降であれば、死産や流産でも支給されます。直接支払制度を利用しないことを選択することもできますが、その場合は町への申請が必要です。

●葬祭費

被保険者が死亡したときに、申請により葬祭を行った人に葬祭費として5万円が支給されます。

●療養費

次のような場合には、費用の全額を自己負担したときでも、申請によって審査で認められれば自己負担割合を除く額があとで支給されます。保険証・印鑑・預金通帳および下記の書類をお持ちください。

こんなとき	申請に必要なもの
事故や急病で、やむを得ず保険証を持たず治療を受けたとき	病院等の診療報酬明細書、領収書
医師が治療上必要と認めたコルセット(補装具)などを購入したとき	医師の診断書または意見書、領収書
骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき	施術明細書、領収書
医師の同意を得て、針・灸、マッサージなどの施術を受けたとき	医師の同意書、診療内容がわかる領収書
海外渡航中に診療を受けたとき	診療内容明細書、領収書およびそれらの翻訳文

●人間ドック受診補助について

被保険者が人間ドックを受診すると年1回を限度として健診料金の70%以内で助成限度額までの金額が支給されます。ただし、同じ年度内に町が実施する特定健診を受診した方については、特定健診料を除いた額を助成金として支給します。申請する場合は、人間ドックを受ける前に届出をし、受診後助成金の請求をしてください。なお、保険税に滞納がある方には支給されません。

○国保(35歳以上)と後期高齢者医療の加入者

健診の種類	助成限度額
1日ドック	30,000円
1泊2日ドック	45,000円
脳ドック	25,000円
がん検診(肺、大腸、胃、すい臓)	20,000円 (2種類同時の場合、30,000円)

※2種類以上のドック・検診の併用はできません。
(がん検診を除く。)

後期高齢者医療

長野県内の市町村で構成する「長野県後期高齢者医療広域連合」が保険者となり、保険料率の決定、医療費の給付などを行います。保険料の徴収事務と申請書の受付などの窓口業務は町で行います。

●加入者(被保険者)

長野県内にお住まいの次の方が加入者になります。

- ・75歳以上の方
- ・65歳以上75歳未満の方で、一定程度の障がいがある方(申請により、広域連合の認定を受けた方)

●資格の取得

- ・75歳になったとき(75歳の誕生日当日から)
- ・75歳以上の方が県外から転入してきたとき
- ・65歳以上75歳未満の方が、広域連合により一定の障がいがあると認定されたとき

●資格の喪失

- ・死亡したとき
- ・65歳以上75歳未満の方が、一定の障がいの状態に該当しなくなったとき、または申請を取り下げる旨の申し出があったとき
- ・適用除外に該当したとき(生活保護の開始など)

●保険証(後期高齢者医療被保険者証)

加入されると後期高齢者医療広域連合から保険証が1人1枚交付されます。

●保険料(後期高齢者医療保険料)

保険料は、被保険者1人1人に納めていただきます。1人当たりの保険料額は、被保険者全員にご負担いただく部分(均等割額)と被保険者の所得に応じてご負担いただく部分(所得割額)の合計額になります。保険料率は、後期高齢者医療広域連合で2年ごとに決定します。

●保険料の納め方

特別徴収(年金からの天引きによる納付)と普通徴収(口座振替又は納付書による納付)のどちらかになりますが、年金の受給額、保険料額等によって決定します。

特別徴収 対象者・年金が年額18万円以上の方 ※介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は対象になりません。

納め方・年金支払い月に差し引かれます。

普通徴収 対象者・年金が18万円未満の方、介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方

納め方・納入通知書または口座振替にて納付します。

国民年金は、日本国内に住所を有する20歳から60歳未満のすべての人が加入するもので、老齢・障がい・死亡により「基礎年金」を支給し、経済的な支えを行うことを目的としています。

国民年金には国民全員が加入します

●国民年金加入者の種類

- ・第1号被保険者：自営業、学生、無職の人など
- ・第2号被保険者：会社員、公務員など厚生年金・共済組合加入者
- ・第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者

●国民年金の加入手続き

こんなときは届出が必要です。

- ・20歳になったとき(すでに厚生年金・共済組合に加入している方を除く)日本年金機構から書類が送付されますので、「資格取得届」を持参し役場1階2番窓口(厚生係)で加入の届を出してください。
- ・会社、官庁をやめたとき
- ・第3号被保険者の配偶者(第2号被保険者)が退職したとき、または扶養ではなくなったとき
- ・海外から転入してきたとき(厚生年金・共済組合に加入中の方を除く)

手続きに必要なもの

- ・本人確認書類
- ・退職日、喪失日の確認できる書類(会社をやめたとき、扶養ではなくなったとき)
- ・パスポート(海外から転入してきたとき)

●国民年金保険料

国民年金の第1号被保険者は自分で保険料を納めます。加入すると日本年金機構から納付書が送付されますので、納付期限までに銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。その他に口座振替、クレジット納付も取扱っています。

まとめて前払い(前納)すると割引が適用されますのでお得です。

※未納のままにしていると、将来年金を受けられなくなる場合がありますので、必ず納付期限までに納めてください。

●付加年金保険料

定額の保険料に月額400円をあわせて納めると、受給する老齢基礎年金を増やすことができます。ただし、国民年金基金に加入している方は、付加年金保険料を納めることはできません。

●国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者で、経済的に保険料を納めることが困難な人には、前年所得状況などに応じて免除または納付猶予される制度があります。免除等された期間は、年金を受けるための期間に算入されますが、受給する年金額は減額されます。未納のままにしておくことで障がいや死亡といった不慮の事態が発生したときに障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられない場合や、将来的に老齢基礎年金を受けられない場合がありますのでご注意ください。

●年金を受給するときの手続き

老齢基礎年金は受給資格期間を満たした方が通常65歳から生涯にわたり受け取れる年金です。65歳から老齢基礎年金を受け取れる権利が発生する方には、65歳の誕生日の3カ月前に日本年金機構から年金請求書が送られます。手続きは誕生日の前日からできます。

※受給資格期間を満たしていれば、ご希望により60歳以降、受け取り年齢を早めること(繰り上げ)も遅くすること(繰り下げ)もできます。ただし、繰り上げした場合は年金受給額が減額されます。

提出先

- ・国民年金第1号のみに加入していた方は役場1階2番窓口(厚生係)
 - ・第2号、第3号の加入期間がある方は松本年金事務所
- ※必要なものは、手続きされる方の状況によって違いますので、松本年金事務所お客様相談室 電話0263-31-5038 にお問い合わせください。

●障がい者になったとき

障害基礎年金の申請は役場1階2番窓口(厚生係)へお問い合わせください。※国民年金加入中に初診日があるなどの受給要件があります。

●受給者が亡くなられたとき

年金を受給されている方が亡くなられた時は、必ず死亡届の提出および未支給年金の請求をしてください。未支給年金は生計同一関係があった親族(順位は①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦その他3親等以内の親族)が請求することができます。いない場合は、死亡届のみの提出になります。他に遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金などが請求できる場合があります。

番号制度がはじまりました

申請書や届出書にはマイナンバー(個人番号)の記入が必要です。「マイナンバー(個人番号)カード」や、「通知カード」またはマイナンバー(個人番号)が確認できる書類と本人確認書類をお持ちください。